

論点 2 関連

【論点】

- 2 人材育成機能や職種・分野等の在り方
 - (1) 新たな制度における人材育成の在り方
 - (2) 職種・分野の在り方
 - (3) 新たな制度における技能評価の在り方（時期、具体的方策（試験等））
 - (4) 技能評価を踏まえた活用方策
 - (5) 人材育成機能の担保のためのその他の方策（処遇等適切かつ効率的な育成のための体制等の整備、職場への定着のインセンティブ付与等）

資料目次

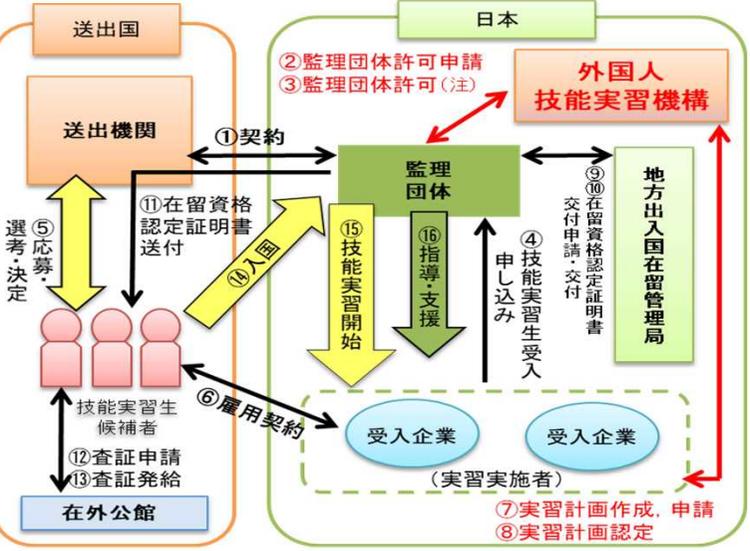
・技能実習制度の仕組み	P. 1
・技能検定制度の概要	P. 2
・技能検定等の受検状況	P. 3
・技能実習制度における技能評価	P. 4
・技能実習生の受検する技能検定等の水準・試験の方法等	P. 5
・受験申請から合格証書交付までの流れ	P. 6
・「とび」職種の実技試験の様子	P. 7
・等級別受検者数が多い上位5職種の合格率等	P. 8
・諸外国における国際的な資格の相互承認の取組(ASEAN資格参照枠組み)	P. 9
・技能実習から特定技能1号への移行時の技能水準等の証明方法	P. 10
・特定技能制度における外国人の技能水準及び日本語能力水準	P. 11
・特定産業分野別の技能試験及び日本語試験	P. 12
・特定技能制度における外国人の日本語能力水準の評価方法	P. 13
・特定技能に係る試験の実施に向けた手続の概要	P. 14
・技能試験及び日本語試験の実施状況	P. 15
・特定技能1号への移行前の在留資格(試験ルート)	P. 16
・特定技能の分野と技能実習の職種の関係①	P. 17
・特定技能の分野と技能実習の職種の関係②	P. 18
・特定技能の分野と技能実習の職種の関係③	P. 19
・特定技能の分野と技能実習の職種の関係④	P. 20
・技能実習生に対する賃金の支払状況	P. 21
・特定技能外国人に対する賃金の支払状況	P. 22

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。
※令和4年末時点

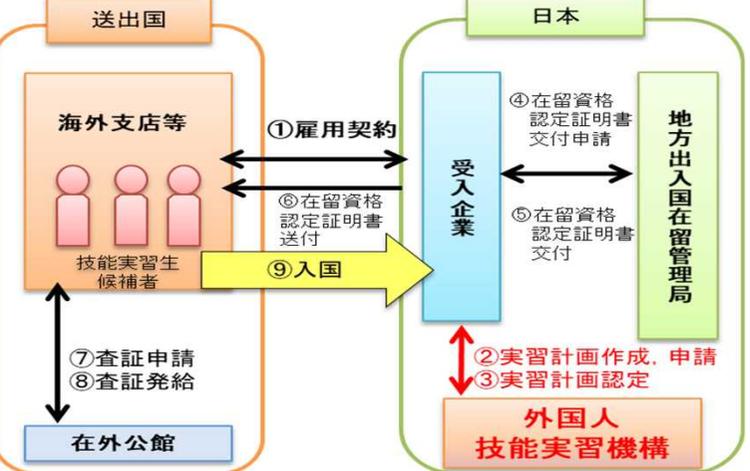
技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

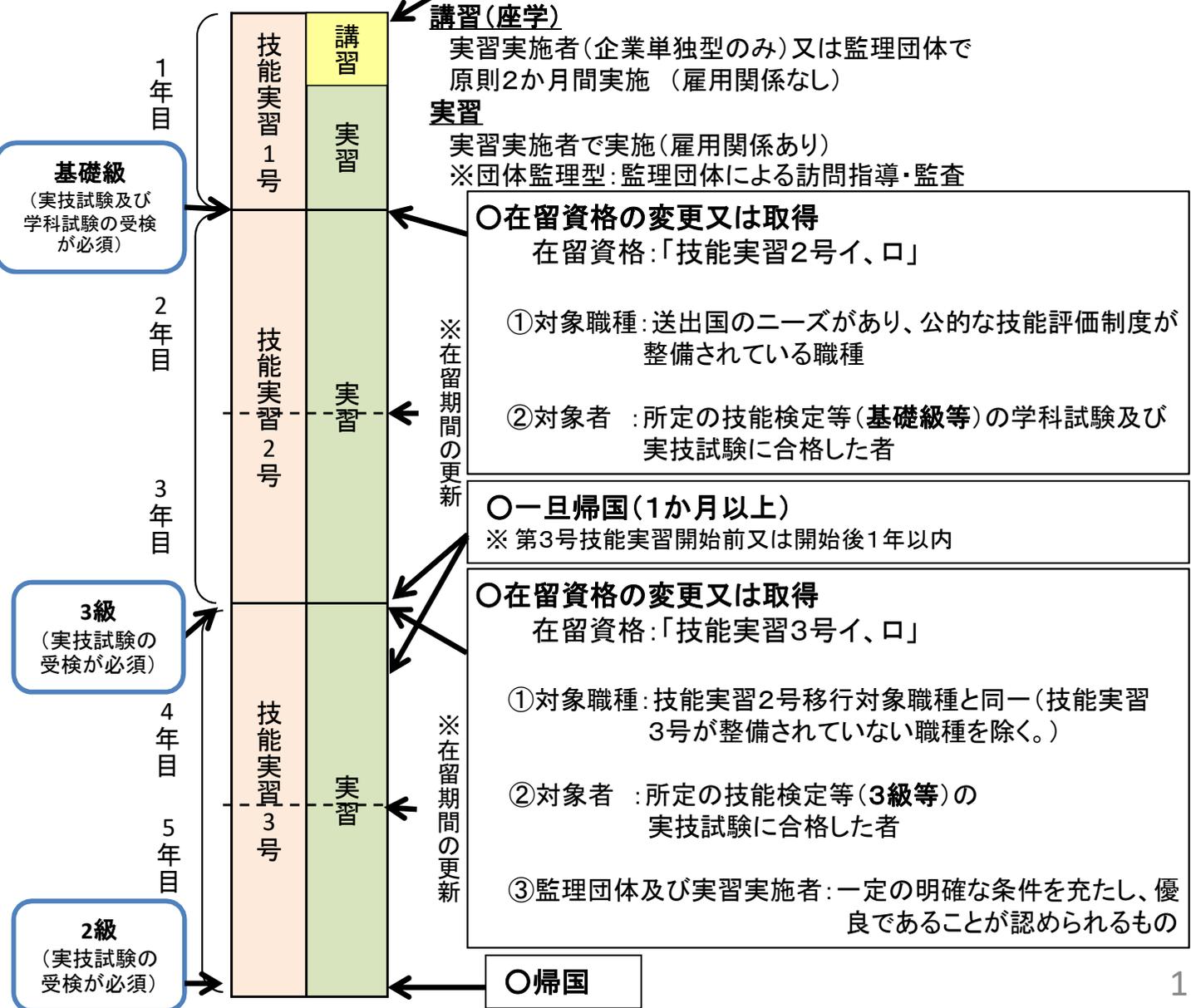


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)
実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
②対象者：所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

○一旦帰国(1か月以上)
※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)
②対象者：所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者
③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

※在留期間の更新

○帰国

技能検定制度の概要

1. 概要

- 技能検定制度は、**労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度**であり、**労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に**、職業能力開発促進法に基づき昭和34年から実施。
- **ものづくり分野を中心に**、技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、**国が主体**となり全国、業種・職種共通の基準の下で制度を構築・運営。



機械加工職種



建築大工職種



UIデザイン職種

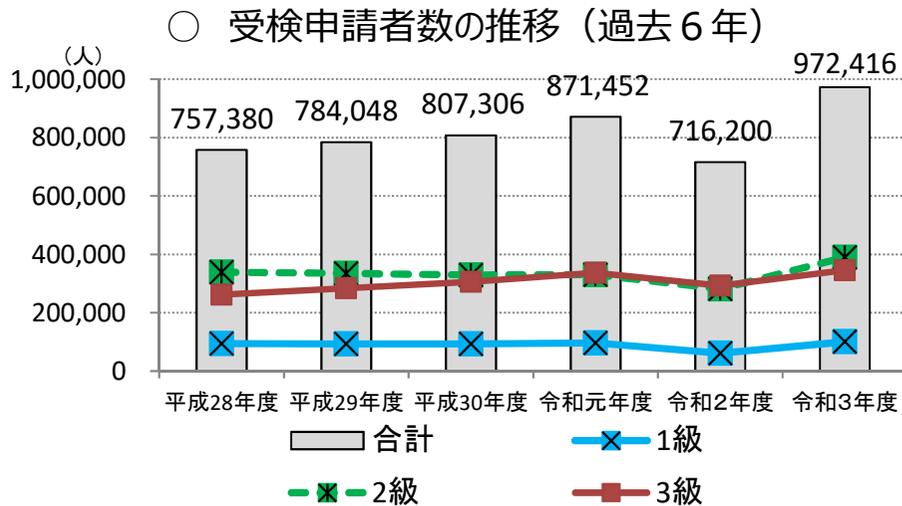
2. 実施内容

- 厚生労働大臣が厚生労働省令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級（特級、1～3級など）に区分して、**レベルに応じた技能・知識の程度を**、実技試験及び学科試験により客観的に評価。令和5年4月1日現在、**131職種**（うち**建設・製造業関係は造園、さく井、金属溶解、機械加工など100職種**。ファイナンシャル・プランニングなどサービス業関係は31職種）。
- 技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができる（いわゆる**名称独占資格**）。職種によって他資格試験の受験資格や一部試験が免除になるほか、企業内の能力評価等にも活用されている。
- 都道府県が実施する方式（現在111職種）に加え、平成13年に、厚生労働大臣が一定の要件を満たすものとして指定する民間団体が実施する指定試験機関方式（現在20職種）を導入。

3. 実施状況

- 令和3年度は全国で約97.2万人の受験申請があり、約36.8万人が合格。（累計では延べ約800万人が「技能士」）
- 令和3年度の受験申請者数が多い職種は、ファイナンシャル・プランニングの約61.9万人（対令和元年度比※30.6%増）、機械保全の約3.4万人（同11.2%減）。
- ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の観点から前期技能検定試験を中止したため、令和元年度との比較をした。

○ 等級別の合格者数・合格率（令和3年度）



* 都道府県実施方式分・指定試験機関方式分を合わせた全数

等級 (技能検定の合格に必要な技能及び知識)	受験申請者数 (令和元年度比)	合格者数 (令和元年度比)	合格率 (令和元年度)
特級 (管理者又は監督者に必要な技能及び知識)	4,825人 (-1.5%)	1,993人 (+197.5%)	41.3% (13.7%)
1級 (上級の技能労働者に必要な技能及び知識)	100,543人 (+4.6%)	30,086人 (+1.2%)	29.9% (30.9%)
2級 (中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	390,241人 (+18.7%)	111,227人 (+19.6%)	28.5% (28.3%)
3級 (初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	345,409人 (+23.5%)	173,410人 (+30.2%)	50.2% (47.6%)
単一等級 (等級に区分していない職種で、1級相当の技能及び知識)	2,993人 (+6.2%)	1,584人 (+3.9%)	52.9% (54.1%)
基礎級 (技能実習生を対象とし、基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識)	30,032人 (-70.0%)	26,375人 (-70.9%)	87.8% (90.6%)

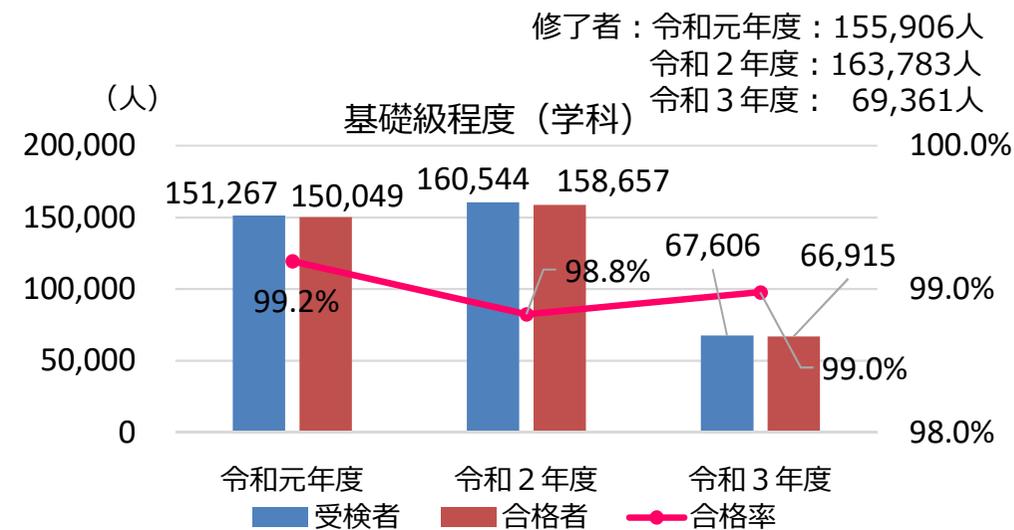
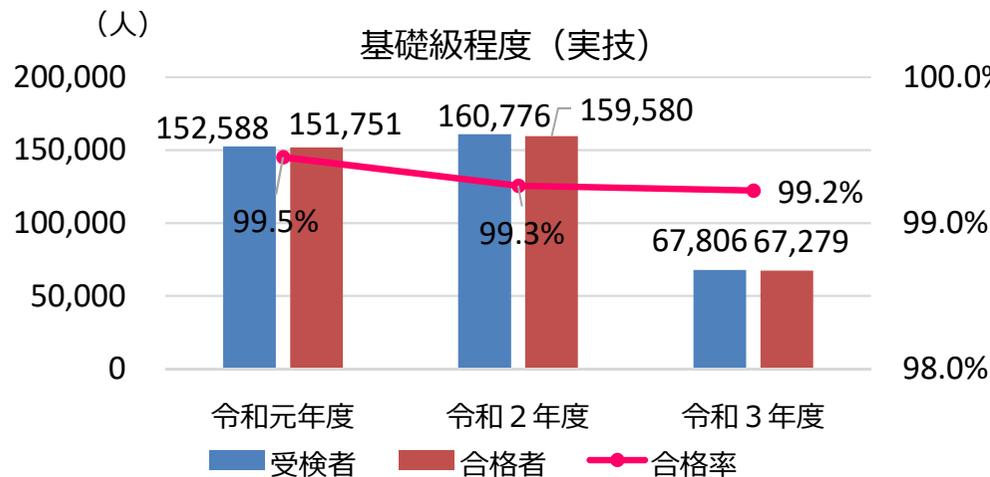
随時2級と随時3級の実技試験の実施状況

等級	実技申請者数	実技合格者数	実技合格率
随時2級 (技能実習生を対象とし、中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	9,631人	4,998人	51.9%
随時3級 (技能実習生を対象とし、初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	82,085人	71,155人	86.7%

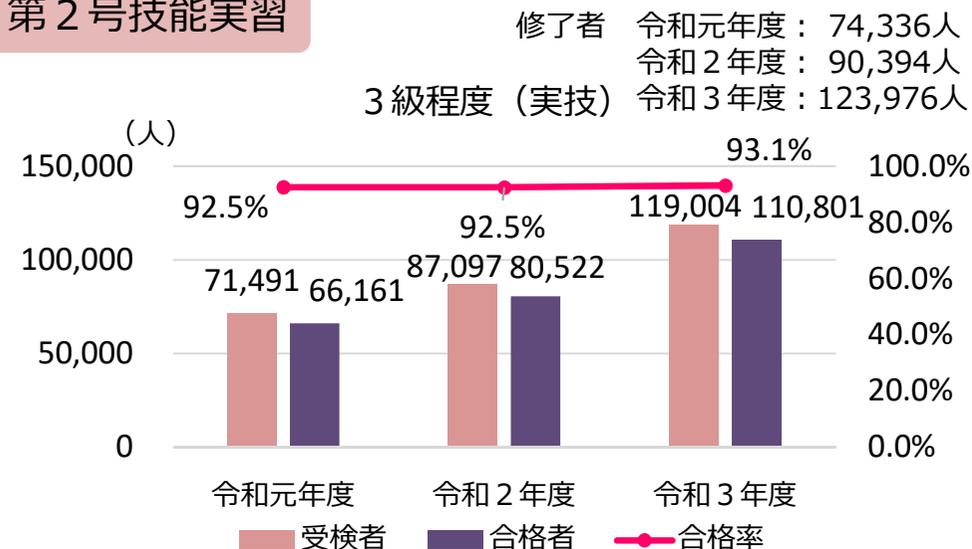
- 第1号・第2号技能実習修了時の技能検定等(注)の合格率は90%以上
- 第3号技能実習修了時の技能検定等の合格率は60%前後

(注)技能検定又は技能実習評価試験

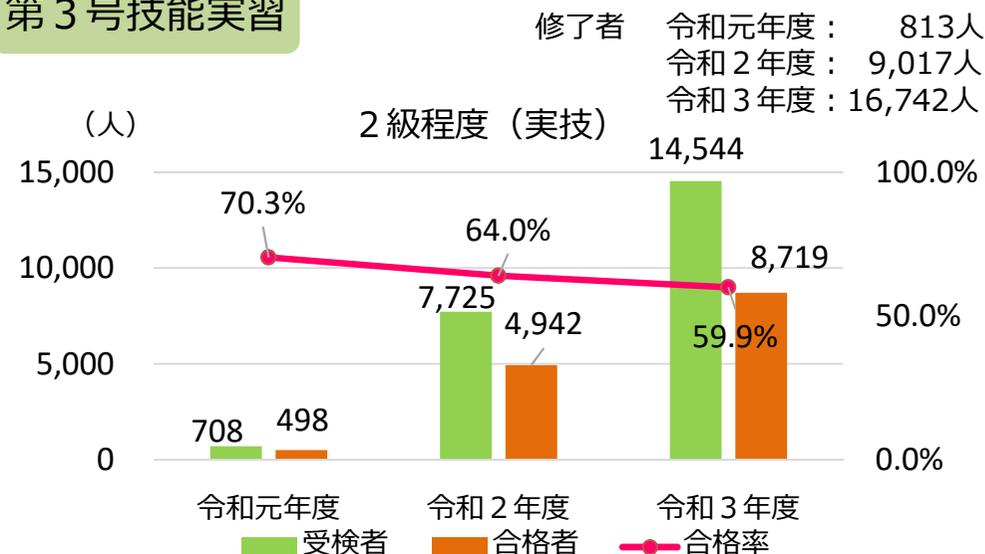
第1号技能実習



第2号技能実習



第3号技能実習



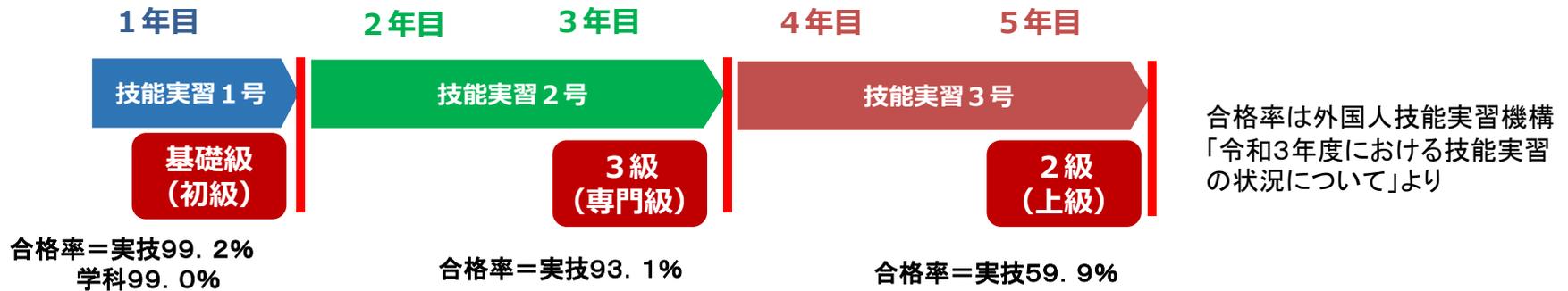
※ 第2号技能実習及び第3号技能実習については、学科試験の受検が義務化されていないため、集計していない。

(出典) 外国人技能実習機構「令和元年度における技能実習の状況について」、「令和2年度における技能実習の状況について」、「令和3年度における技能実習の状況について」

技能実習制度における技能評価

- 技能実習制度では、各号を修了するまでに技能検定又は技能実習評価試験を受検し技能評価を行う必要がある(技能実習計画の認定要件)。
 - －第2号へ移行するためには、基礎級(初級)の実技試験及び学科試験に合格する必要がある。
 - －第3号へ移行するためには、3級(専門級)の実技試験に合格する必要がある。

実技試験は、実習生が日頃実習している事業場において(出張試験)又は特定の会場に実習生を集めて(集合試験)、試験監督者が製作・作業等の様子を確認する形式で行う。



○ 各試験の概要は

【技能検定】職業能力開発促進法に基づく国家検定制度

- ・基礎級は日本人にはなく、実習生のための試験。3級、2級は通常の試験問題の漢字にルビを振っている。
- ・55職種(とび プラスチック成形 工業包装 塗装 婦人子供服製造など) 受検者全体の6割程度

【技能実習評価試験】技能実習法に基づく業界団体による試験

- ・技能検定がない職種について、技能実習生向け試験として整備
- ・33職種(そう菜製造 耕種農業 介護 溶接 建設機械施工など) 受検者全体の4割程度

○ 試験の内容(水準・方法など)については「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」(学識経験者と労使から構成)等において

- －職種追加の前に、試験案や採点基準等を確認して、トライアル試験を実施
- －職種追加の後に、定期的に合格率等の試験実施状況を把握

技能実習生の受検する技能検定等の水準・試験の方法等

	等級	技能の程度	受検資格	合格率(令和3年度) ^{※3}
技能検定	基礎級	基礎的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	何らかの実務経験	実技94.3% 学科90.6%
	3級	初級 ^{※1} の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識	何らかの実務経験 (基礎級に合格していること)	実技86.1% 学科58.5% ^{※4}
	2級	中級 ^{※2} の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識	2年以上の実務経験	実技51.7% 学科10.0% ^{※4}
技能実習 評価試験	初級	基礎級と同等	実務経験6ヶ月以上	実技99.9% 学科99.5%
	専門級	3級と同等	実務経験24ヶ月以上	実技93.1% 学科71.5% ^{※4}
	上級	2級と同等	実務経験48ヶ月以上	実技54.4% 学科28.2% ^{※4}

※1 工業高等学校の在校生が達成できる、一定の技能水準

※2 一般に熟練工といわれているものであるが、ようやくこの域に達したものと認められるもの

※3 再受検で合格する場合、技能検定は受検者2名分とカウントする集計方法としている(技能実習評価試験は1回目で合格しても再受検で合格しても受検者1名分とカウント)。

※4 3級(専門級)及び2級(上級)の学科試験は、受検義務がなく次号移行の要件でもないため、合格率が低い水準

試験の方法等

- ・技能実習生は年間を通じて入国するため、受検の必要に応じて試験(随時試験)を実施
- ・実技試験は製作等作業試験を原則とし、実施が困難な場合は判断等試験^{※5}等により実施
- ・技能検定の実技試験の課題は、基本的に(日本人向け)定期試験と同じ
- ・問題の表記は、ひらがな分かち書き(基礎級)または漢字にルビ(2級・3級)
- ・受検に係る費用は受入事業者が負担

※5 受検者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせることにより技能の程度を評価する実技試験

受検申請から合格証書交付までの流れ

監理団体
(実習実施者)

① 受検申請

1号(基礎級) : 修了の6か月前まで
2号(3級)・3号(2級) : 修了の12か月前まで

② 受検日の連絡

1号 : 修了の4~5か月前めど
2号・3号 : 修了の7~8か月前めど

③ 受検申請書送付・受検手数料納付

④ 試験実施

1号 : 修了の3か月前めど
2号 : 修了の6か月前めど
3号 : 修了の6か月前めど(計画満了日まで)

⑤ 合否の通知

試験後2週間以内

都道府県
職業能力開発協会
(指定試験機関)

都道府県
(指定試験機関)

「とび」職種の実技試験の様子



等級別受検者数が多い上位5職種の合格率等

合格率(合格者数/受検者数)
※令和3年度受検実績より

技能検定	基礎級	とび		プラスチック成形		工業包装		塗装		婦人子供服製造	
		実技	92.8 (3051/3289)	実技	93.2 (2509/2693)	実技	91.7 (1689/1842)	実技	95.2 (1548/1626)	実技	97.8 (1487/1520)
	学科	82.3 (2975/3615)	学科	94.9 (2506/2640)	学科	96.6 (1696/1756)	学科	90.8 (1539/1695)	学科	85.8 (1460/1701)	
	3級	とび		プラスチック成形		機械加工		婦人子供服製造		塗装	
		実技	83.2 (7145/8587)	実技	94.3 (6656/7059)	実技	82.8 (4413/5329)	実技	94.0 (5081/5408)	実技	90.0 (4289/4767)
	学科	45.3 (2515/5547)	学科	76.3 (1930/2531)	学科	52.4 (1264/2413)	学科	69.9 (1562/2234)	学科	63.6 (1501/2361)	
2級	婦人子供服製造		とび		鉄筋施工		プラスチック成形		塗装		
	実技	59.8 (1020/1705)	実技	60.5 (581/961)	実技	53.7 (377/702)	実技	54.1 (275/508)	実技	59.1 (299/506)	
学科	14.4 (45/312)	学科	4.1 (17/415)	学科	10.8 (30/278)	学科	5.0 (6/119)	学科	5.1 (7/138)		
技能実習評価試験	初級	そう菜製造業		耕種農業		介護		溶接		建設機械施工	
		実技	99.8 (5870/5881)	実技	100.0 (4618/4620)	実技	100.0 (4176/4176)	実技	100.0 (2492/2492)	実技	99.8 (2162/2166)
	学科	99.6 (5858/5881)	学科	99.6 (4602/4620)	学科	99.8 (4169/4176)	学科	99.3 (2474/2492)	学科	98.3 (2130/2166)	
	専門級	そう菜製造業		耕種農業		溶接		非加熱性水産加工食品製造		建設機械施工	
		実技	97.9 (12862/13133)	実技	97.3 (8898/9147)	実技	70.4 (6193/8800)	実技	97.9 (3858/3940)	実技	98.1 (3782/3857)
	学科	81.4 (5863/7207)	学科	64.8 (5924/9142)	学科	30.4 (901/2967)	学科	85.6 (2321/2711)	学科	42.4 (959/2263)	
上級	そう菜製造業		耕種農業		溶接		非加熱性水産加工食品製造		建設機械施工		
	実技	24.0 (360/1499)	実技	56.4 (556/986)	実技	82.7 (758/917)	実技	26.7 (174/651)	実技	86.8 (330/380)	
学科	11.6 (39/335)	学科	31.6 (310/981)	学科	19.0 (40/211)	学科	10.0 (22/219)	学科	8.1 (11/136)		

諸外国における国際的な資格の相互承認の取組（ASEAN資格参照枠組み）

- 「ASEAN資格参照枠組み」(AQRF)は、加盟国の「職業訓練を含む資格の枠組み(全国資格枠組み)」の比較を可能にするもので、資格の承認支援、学習者・労働者のモビリティの促進、資格制度への理解や生涯学習の促進等を目的としている。
- AQRFの認証を受けるためには、加盟国では、全国資格枠組み(NQF)の作成等が求められる。具体的には、国ごとに、それぞれの分野ごとに設けられている学位、資格等を横断して、学歴に収束する形式により、一元的に体系化することが必要となる。この作業には、加盟国内の調整等に時間を要するため、現在、AQRFの認証を受けた国は一部(4か国)に留まっている。
- ILOアジア太平洋総局は、現在、AQRFに紐付くスキルの相互承認に係る新たな制度を提示している。

枠組みの概要

2017年、ASEAN加盟国の教育大臣、経済大臣、労働大臣の承認により、ASEAN事務局にAQRF委員会(※1)を設置。(※1)加盟国から提出された全国資格枠組みとAQRFの関係性(図1)に係る報告を調査し、認証する組織。

- 現在、AQRF委員会の認証を受けた国数は、ASEAN加盟国10か国中4か国。(マレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ)
 - AQRFでは、学習成果を8段階(レベル1~レベル8)に分類し、各段階で求める「知識・技能」及びそれらが適用される場面を示した「応用・責任」をそれぞれ定めている(※2)。(図2)
- (※2)スキルごとに分かれているものではない。

マレーシアの全国資格枠組みの概要 (Malaysian Qualifications Framework(MQF) 2nd Edition)

MQF Level	Minimum Graduating Credit	Sector		Lifelong Learning	MQF Level
		Academic	TVET**		
8	No credit rating 80	PhD by Research Doctoral Degree by Mixed Mode & Coursework		Accreditation of Prior Experiential Learning (APEL)	8
7	No credit rating 40 30 20	Master's Degree by Research			7
		Master's Degree by Mixed Mode & Coursework			
		Postgraduate Diploma Postgraduate Certificate			
6	120 64* 34*	Bachelor's Degree	Bachelor's Degree		6
		Graduate Diploma/ Graduate Certificate	Graduate Diploma Graduate Certificate		
5	40	Advanced Diploma	Advanced Diploma		5
4	90	Diploma	Diploma		4
3	60	Certificate	Certificate	3	
2	30	Certificate	Certificate	2	
1	15	Certificate	Certificate	1	

図1 MQFとAQRFとの関係性

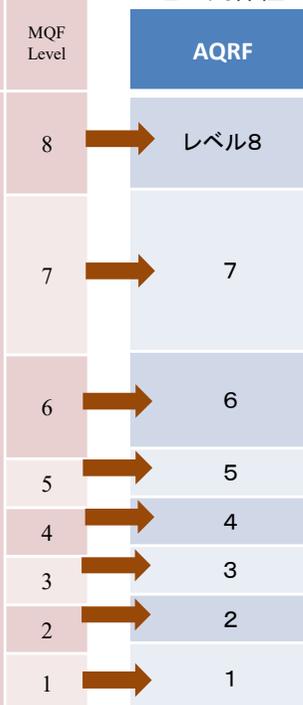


図2 AQRFの概要

レベル	学習成果	
	知識・技能	応用・責任
8	レベル8「知識・技能」(※原文引用) ・ is at the most advanced and specialised level and at the frontier of a field	
7	・ involve independent and original thinking and research, resulting in the creation of new knowledge or practice	
6	レベル8「応用・責任」(※原文引用) ・ are highly specialised and complex involving the development and testing of new theories and new solutions to resolve complex, abstract issues	
5	・ require authoritative and expert judgment in management of research or an organisation and significant responsibility for extending professional knowledge and practice and creation of new ideas and/or processes	
4		
3		
2		
1		

(出典)(独)大学改革支援・学位授与機構

(<https://qaupdates.niad.ac.jp/asean/main-initiatives/#case7>)、文部科学省(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/kaisai/1403907_00008.htm)、ILO(https://www.ilo.org/asia/projects/WCMS_707535/lang--en/index.htm)

*Inclusive of 4 credits from general studies subjects(一般教養科目4単位を含む) ** Technical and Vocational Education and Training

特定技能 1 号移行時の技能水準等に関する証明方法

- 特定技能 1 号に移行するための地方出入国在留管理官署における在留諸申請に際し、従事する業務に必要な技能水準及び日本語能力について、次のとおりの証明が求められる（注 1）。

（注 1）出入国管理及び難民認定法施行規則別表

区分	証明方法
試験合格者	特定技能に関する技能試験等の合格証明書の写し
技能実習 2 号 良好修了者	<p>次のいずれかの書類により、技能実習 2 号を良好に修了したことを証明</p> <p>① <u>技能実習 2 号修了時の目標である技能検定 3 級等の実技試験の合格証明書の写し</u></p> <p>② <u>技能実習生に関する評価調書</u>（特定技能外国人に関する運用要領の参考様式第 1 - 2 号）（※）</p> <p>※ 実習実施者等が作成した技能実習生の出勤状況、技能等の修得状況、生活態度等に関する評価を記載した書類であり、①の試験に不合格、受検申し込みしたものの、病気等のやむを得ない事情により受検できなかった場合等に①の書類に代えて提出されるもの。</p>

（参考）技能実習 2 号良好修了者の特定技能 1 号移行時の技能水準等の証明方法に関する集計結果（暫定値）

- 技能実習 2 号良好修了者として、特定技能 1 号へ移行した者（令和 4 年の在留資格変更許可者）のうち、56,835 人の当該許可に係る申請時における技能水準等の証明方法は「技能実習 2 号修了時の目標である技能検定 3 級等の実技試験の合格証明書の写し」が約 93% である。

技能水準等の証明方法	人数	構成比（注 2）
技能実習 2 号修了時の目標である技能検定 3 級等の実技試験の合格証明書の写し	52,806	92.9%
技能実習生に関する評価調書（特定技能外国人に関する運用要領の参考様式第 1 - 2 号）	4,029	7.1%
合 計	56,835	100.0%

（注 2）表中の構成比は小数点第二位を四捨五入

外国人に求められる技能及び日本語能力の水準は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針にのっとり **分野別運用方針において定められる試験によって評価**される。

1号特定技能外国人

＜技能水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（1）イ】**

相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる。これは、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、**分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。**

＜日本語能力水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（1）ウ】**

1号特定技能外国人に対しては、**ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められる。**当該日本語能力水準は、**分野所管行政機関が定める試験等により確認する。**

2号特定技能外国人

＜技能水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（2）イ】**

熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、**分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。**

特定産業分野別の技能試験及び日本語試験

	分野	特定技能1号		特定技能2号(注1)
		技能試験	日本語試験	技能試験(注2)
厚労省	介護	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	- (注3)
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験 又は技能検定1級
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級 又は技能検定1級
国交省	建設	建設分野特定技能1号評価試験 又は技能検定3級	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	建設分野特定技能2号評価試験、技能検定1級 又は技能検定単一等級
	造船・船用工業	造船・船用工業分野特定技能1号試験 又は技能検定3級	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	造船・船用工業分野特定技能2号試験 又は技能検定1級
	自動車整備	自動車整備分野特定技能評価試験 又は自動車整備士技能検定試験3級	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	自動車整備分野特定技能2号評価試験 又は自動車整備士技能検定試験2級
	航空	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	航空分野特定技能2号評価試験 又は航空従事者技能証明
	宿泊	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	宿泊分野特定技能2号評価試験
農水省	農業	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	2号農業技能測定試験
	漁業	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	2号漁業技能測定試験 (注4)
	飲食料品製造業	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験
	外食業	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	外食業特定技能2号技能測定試験 (注4)

(注1) 特定技能2号では、技能水準の評価において試験合格及び実務経験が求められる。

(注2) 分野別所管省庁が作成・実施する技能試験については、作成後、順次実施予定(令和5年6月時点)

(注3) 現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていない。

(注4) 分野の特性上、一定の日本語能力を有することが業務上必要であることから、技能試験の一環として「日本語能力試験(N3以上)」も課されている。

日本語能力水準の評価方法（1号に限る。）

次の表のとおり、特定産業別の分野別運用方針等において定める日本語試験等によって評価される。

		介護	ビルクリーニング	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
必要な日本語能力	日常生活上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業務上	技能試験 (注2)	-	-	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	-	-	○ (注3)
		分野固有の日本語試験	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		日本語試験 (注1)	-	○ (注4)	○ (注4)	-	-	-	-	○ (注4)	○ (注4)	-	-

(注1) 1号特定技能外国人に求める日本語水準を評価するために、特定産業分野別の特定技能の在留資格に係る運用方針において定められる試験をいう。「日本語能力試験」(N4以上)及び「国際交流基金日本語基礎テスト」がこれに当たる(令和5年6月時点)。

(注2) 1号特定技能外国人に求める技能水準を評価するために、特定産業分野別の特定技能の在留資格に係る運用方針において定められる試験をいう。

(注3) 技能試験が日本語で実施されるため、これに合格すれば、業務上必要な日本語能力があると認められる。

(注4) 日常生活上必要な日本語に関する日本語試験に合格すれば、業務上必要な日本語能力があると認められる。

前提となる手続

- 分野所管省庁が技能水準（試験区分）を盛り込んだ分野別運用方針案を作成し、制度所管省庁（法務省等）において確認する。
- 分野別運用方針を外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議と閣議でそれぞれ決定する。

分野所管省庁における手続

- **法務省が定めた方針（注）にのっとり**試験問題及び試験実施要領を作成する。
- 試験問題及び試験実施要領の作成に当たっては、**有識者に相談又は助言を求めるなどして適切に作成**する。
- **可能な限り、試験実施前に試行的な試験を行い**、試験が求められる水準の技能を適切に測定するものであることを確認する。

（注）「特定技能」に係る試験の方針について（令和2年1月30日出入国在留管理庁）

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」に基づき、法務省が定めた方針で、試験の基本的事項（試験問題の作成手続、試験水準、試験科目等）を定めた分野横断的なもの

<特定技能に係る試験に関する事項>

	特定技能1号	特定技能2号
試験水準	初級技能者 技能検定3級相当の合格水準と同等	上級技能者 技能検定1級の合格水準と同等
試験科目	原則、学科及び実技（注）	

（注）分野所管省庁の判断により学科又は実技のいずれかのみによることや実技試験を一定期間の実務経験によることもできる。特定技能1号の実技試験の概要は次のとおり。なお、特定技能2号は、分野別所管省庁において検討中（令和5年6月時点。造船・船用工業分野の溶接区分については作業による確認を内容とする試験実施要領を作成済。）

- ・2分野（ビルクリーニング、造船・船用工業）作業試験を実施
- ・その他の10分野 写真等を使用した判断等試験等を実施

※ 特定技能1号の3分野（建設、造船・船用工業（溶接区分除く）、自動車整備）では、技能検定3級（実技試験を実施）、また、特定技能2号の6分野（ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業（溶接区分除く）、自動車整備、航空）では、技能検定1級等の試験（実技試験を実施）も採用している。

法務省における手続

- 分野所管省庁から次の**資料の提出を受けて試験実施の適正性を確認**する。
 - ・「試験実施要領案」「**試験問題及び試験実施要領案について有識者等に相談又は助言等を受けたことの証明書類（有識者の情報及びその意見を含む。）**」
 - ・「試行的試験の実施結果等法務省の確認に必要な書類」
- **厚生労働省等に対して必要に応じて助言**を求める。
- 試験実施の適正性を確認した場合、分野所管省庁及び試験実施機関に対してその旨を通知する。

技能試験及び日本語試験の実施状況

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和4年12月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格率	各末日までの合格者数(人)			
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	62,589	37,641	42,975	25,148	66.8%	35,550	21,781	27,101	16,409
			24,948		17,827	71.5%		13,769		10,692
ビルクリーニング	国内・海外3か国 フィリピン・ミャンマー・インドネシア	3,372	2,478	2,645	1,948	78.6%	1,902	1,444	1,503	1,045
			894		697	78.0%		458		458
製造3分野	国内・海外4か国 フィリピン・ネパール・ インドネシア・タイ	4,591	3,870	713	591	15.3%	402	280	210	140
			721		122	16.9%		122		70
建設	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	1,891	1,862	1,021	997	53.5%	730	706	443	419
			29		24	82.8%		24		24
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	107	93	97	90	96.8%	60	53	43	36
			14		7	50.0%		7		7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	2,371	2,231	1,510	1,401	62.8%	1,172	1,111	651	604
			140		109	77.9%		61		47
航空	国内・海外2か国 フィリピン・モンゴル	1,598	1,099	1,013	624	56.8%	537	435	414	312
			499		389	78.0%		102		102
宿泊	国内・海外3か国 ネパール・ミャンマー・ インドネシア	8,338	7,914	4,161	3,987	50.4%	3,637	3,552	3,125	3,040
			424		174	41.0%		85		85
農業	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	33,427	16,691	29,799	14,824	88.8%	21,986	10,633	13,125	5,434
			16,736		14,975	89.5%		11,353		7,691
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	756	294	383	102	34.7%	244	55	117	42
			462		281	60.8%		189		75
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	49,447	43,336	36,246	31,915	73.6%	28,881	25,395	11,601	8,906
			6,111		4,331	70.9%		3,486		2,695
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・スリランカ・インドネシア・タイ	43,008	36,229	25,385	20,854	57.6%	20,589	17,841	13,610	11,672
			6,779		4,531	66.8%		2,748		1,938
合計		211,495	153,738	145,948	102,481	66.7%	115,690	83,286	71,943	48,059
			57,757		43,467	75.3%		32,404		23,884

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)						
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	80,855	16,577	33,489	7,859	47.4%	26,332	6,133	19,264	4,159
			64,278		25,630	39.9%		20,199		15,105

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和4年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。(注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

特定技能 1 号への移行前の在留資格（試験ルート）

- 特定技能 1 号在留外国人（令和 4 年 6 月末時点）のうち、日本国内において試験ルート（注 1）で他の在留資格から特定技能 1 号へ移行した者（12,002人）の移行前の在留資格（注 2）は「特定活動」（64.1%）が最も多く、次いで「技能実習 2 号口」（17.3%）である。

（注 1）特定技能の技能試験及び日本語試験に合格して特定技能 1 号に移行したケース

（注 2）令和 4 年 6 月末前直近の「特定技能 1 号」への在留資格変更許可申請時の在留資格

特定技能 1 号への移行前の在留資格（暫定値）

移行前の在留資格	人数	構成比
① 特定活動	7,692	64.1%
② 技能実習 2 号口	2,072	17.3%
③ 留学	1,616	13.5%
④ 技能実習 3 号口	276	2.3%
⑤ 技術・人文知識・国際業務	133	1.1%
⑥ その他	213	1.8%
合計	12,002	100.0%

内訳



<特定活動の具体的な活動内容の内訳>

特定活動の活動内容	人数	構成比
① 技能実習の継続困難者等に対する雇用維持支援（新型コロナ関係）	1,931	25.1%
② 特定技能 1 号への移行準備への特例措置	1,744	22.7%
③ 技能実習を修了した帰国困難技能実習生への特例措置（新型コロナ関係）	1,730	22.5%
④ 教育機関を卒業した帰国困難留学生への特例措置（新型コロナ関係）	1,152	15.0%
⑤ 帰国困難者への特例措置（新型コロナ関係）	561	7.3%
⑥ その他	574	7.5%
合計	7,692	100.0%

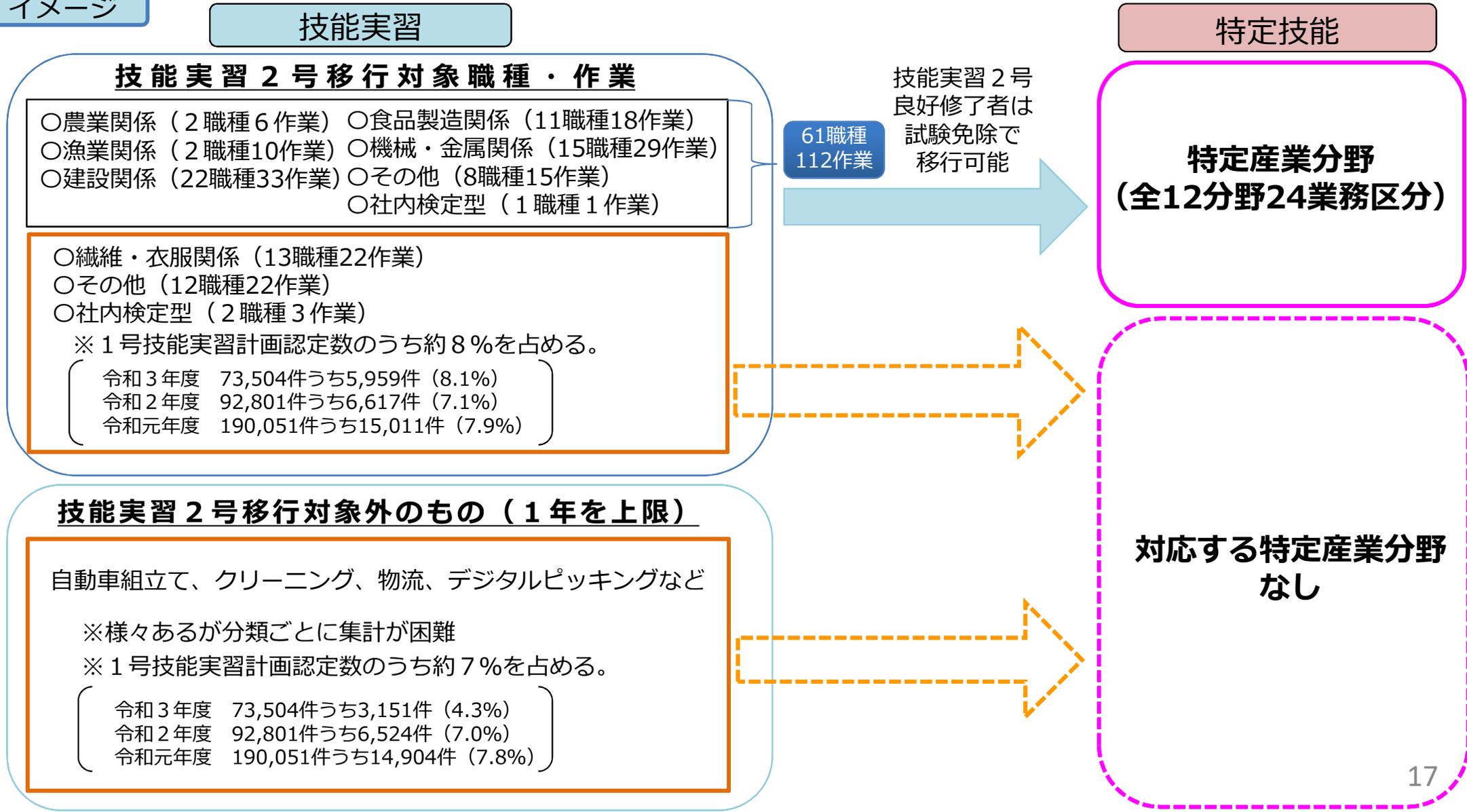
（注 3）表中の構成比は小数点第二位を四捨五入

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ①

現状

- 技能実習2号移行対象職種・作業（全87職種159作業）のうち、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業は約30%（27職種47作業）である。
- 技能実習全体でみると、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業等は、約15%（356,356件中52,166件（※））を占める。（※）第1号技能実習計画認定件数（直近3年度分）

イメージ



特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ②

技能実習 2号移行対象職種・作業一覧

黄色部分：対応する特定産業分野なし

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	養殖業●

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
	保温保冷工事
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
ボード仕上げ工事	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
	サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
壁装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積み込み
	掘削
締固め	締固め
	築炉

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
	節類製造
	加熱乾製品製造
食品製造業●	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
水産練り製品製造	生食用加工品製造
	かまぼこ製品製造
	生豚食肉処理加工業●
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染色	仕上工程
	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
	たて編ニット生地製造●
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
	ハンマ型鍛造
鍛造	プレス型鍛造
	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
ダイカスト	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
機械加工	金属プレス
	構造物鉄工
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理仕上げ	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
機械検査	機械組立仕上げ
	機械検査
	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て
	閉閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (20職種37作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
	オフセット印刷
印刷	グラビア印刷●△
	製本
製本	製本
	プラスチック成形
射出成形	射出成形
	インフレーション成形
	フロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
噴霧塗装	噴霧塗装
	溶接●
半自動溶接	半自動溶接
	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
陶磁器工業製品製造●	段ボール箱製造
	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
パッド印刷	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
	ビルクリーニング
介護●	介護
	リネンサプライ●△
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
複合積層加工	複合積層加工
	鉄道車両整備●
空気装置検修・解き装	空気装置検修・解き装

○ 社内検定型の職種・作業 (2職種4作業)

職種名	作業名
空港クラフトハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

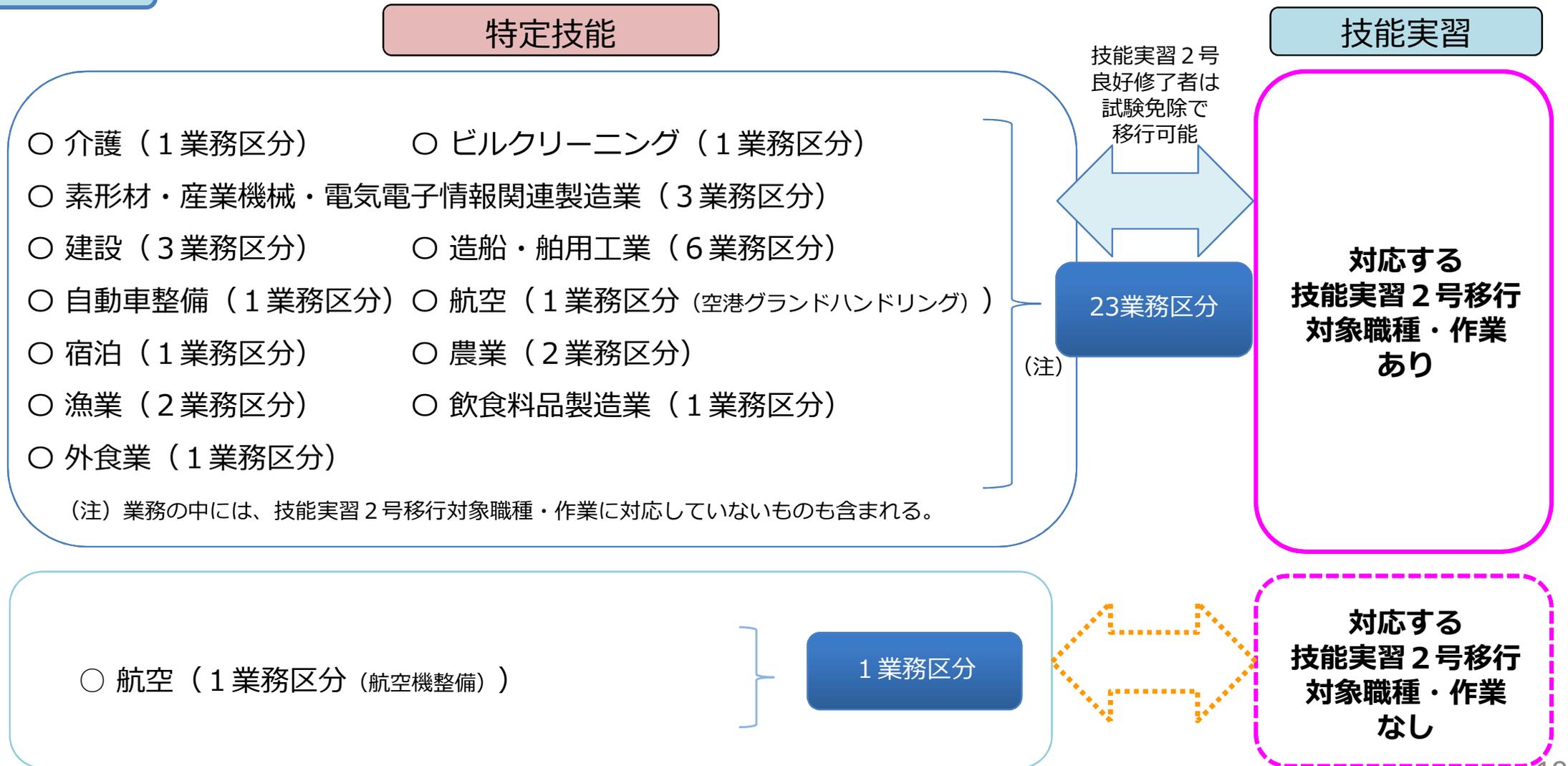
(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
 (注2) このうち80職種144作業については、3号まで実習可能
 (△のある職種・作業を除く)。

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ③

現状

- 12特定産業分野の全24業務区分のうち、23業務区分が技能実習2号移行対象職種・作業と対応している（技能実習から試験免除で移行可能）。

イメージ



特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ④

(令和4年8月30日時点)

技能実習2号移行対象職種・作業と特定技能1号における分野(業務区分)との関係

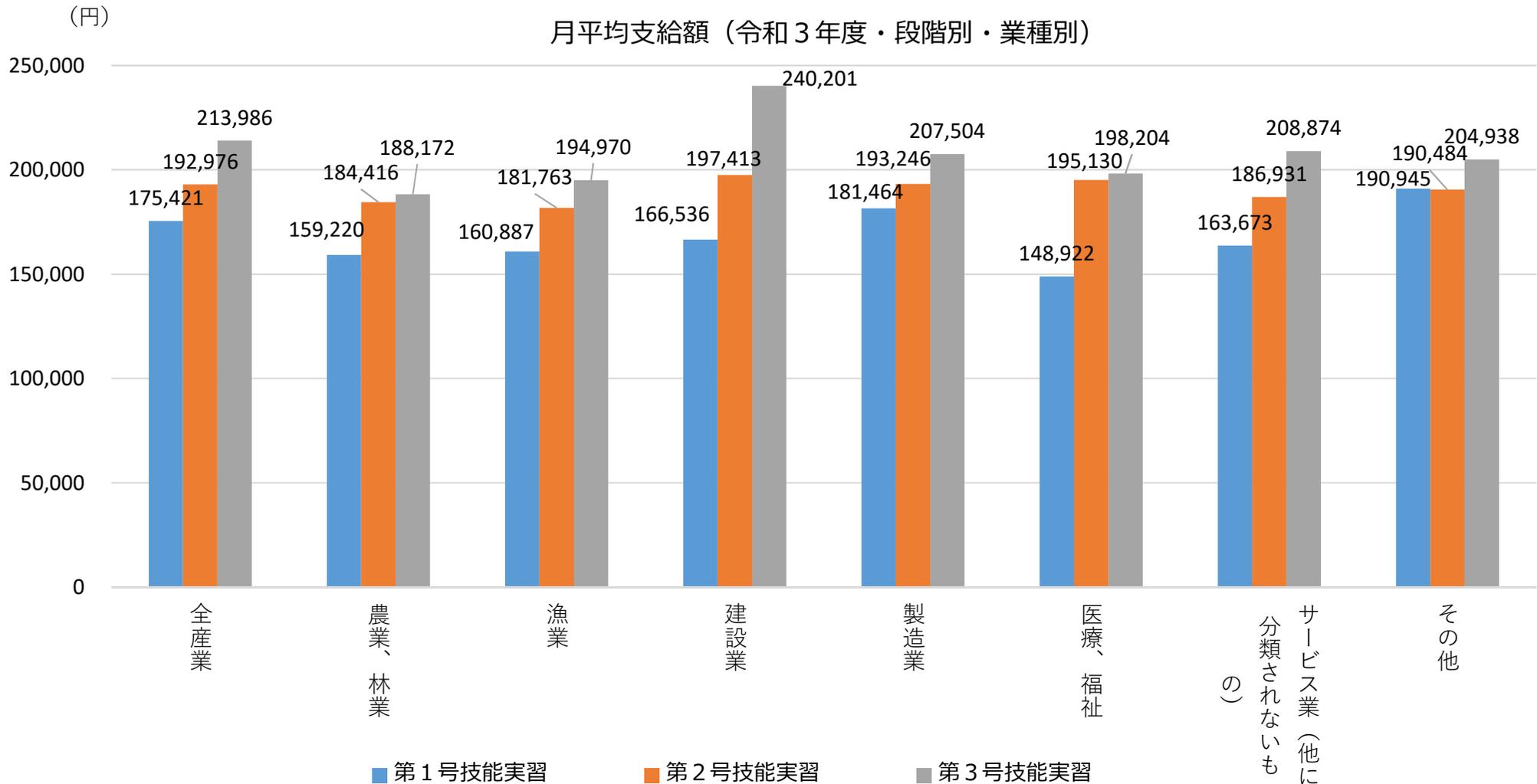
黄色部分：対応する技能実習2号移行対象職種・作業がない特定技能1号の業務区分

特定産業分野	業務区分	特定技能		技能実習		
		従事する業務	職種・作業数	職種	作業	
介護	1	身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)(注)訪問系サービスは対象外	1職種1作業	介護	介護	
ビルクリーニング	1	建築物内部の清掃	1職種1作業	ビルクリーニング	ビルクリーニング	
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	3	機械金属加工	15職種34作業	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造	
				鍛造	ハンマ鍛造 プレス鍛造	
				ダイカスト	ホットチャン/ダイカスト コールドチャン/ダイカスト	
				機械加工	普通旋盤	フライス盤 数値制御旋盤
					マシニングセンタ	マシニングセンタ
				金属プレス加工	金属プレス	
				鉄工	構造物鉄工	
				工場板金	機械板金	
				仕上げ	治工具仕上げ	金型仕上げ
					機械組立仕上げ	機械組立仕上げ
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				電気機器組立て	回転電機組立て	変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
					プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
				塗装	建築塗装	金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
	溶接	手溶接 半自動溶接				
	工業包装	工業包装				
	電気電子機器組立て	9職種22作業	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ		
			仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ		
			機械検査	機械検査		
			機械保全	機械系保全		
			電子機器組立て	電子機器組立て 回転電機組立て		
			電気機器組立て	変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作		
		プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造			
		プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形			
		工業包装	工業包装			
		金属表面処理	2職種3作業	めっき	電気めっき 溶融垂れめっき	
				アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	

特定産業分野	業務区分	特定技能		技能実習		
		従事する業務	職種・作業数	職種	作業	
建設	3	土木	10職種16作業	さく井	バーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事	
				型枠施工	型枠工事	
				鉄筋施工	鉄筋組立て	
				とび	とび	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	
				ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	
				建設機械施工	押土・整地	構込み 掘削 締固め
					鉄工	構造物鉄工
					塗装	建築塗装 鋼橋塗装
				溶接	手溶接 半自動溶接	
	建築	3	建築	19職種27作業	建築板金	建築板金 内外装板金
					建具製作	木製建具手加工
					建築大工	大工工事
					型枠施工	型枠工事
					鉄筋施工	鉄筋組立て
					とび	とび
					石材施工	石材加工 石張り
					タイル張り	タイル張り
					かわらぶき	かわらぶき
左官	左官					
ライフライン・設備	3	ライフライン・設備	5職種8作業	プラスチック系床仕上げ工事	プラスチック系床仕上げ工事	
				カーペット系床仕上げ工事	カーペット系床仕上げ工事	
				鋼製下地工事	鋼製下地工事	
				ボード仕上げ工事	ボード仕上げ工事	
				カーテン工事	カーテン工事	
				サッシ施工	ビル用サッシ施工	
				防水施工	シーリング防水工事	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	
造船・船用工業	6	造船・船用工業	6	溶接	手溶接 半自動溶接	
				塗装	塗装	
				鉄工	鉄工	
				仕上げ	仕上げ	
				機械加工	機械加工	
				電気機器組立て	電気機器組立て	
				溶接	手溶接 半自動溶接	
				塗装	金属塗装 噴霧塗装	
				鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	

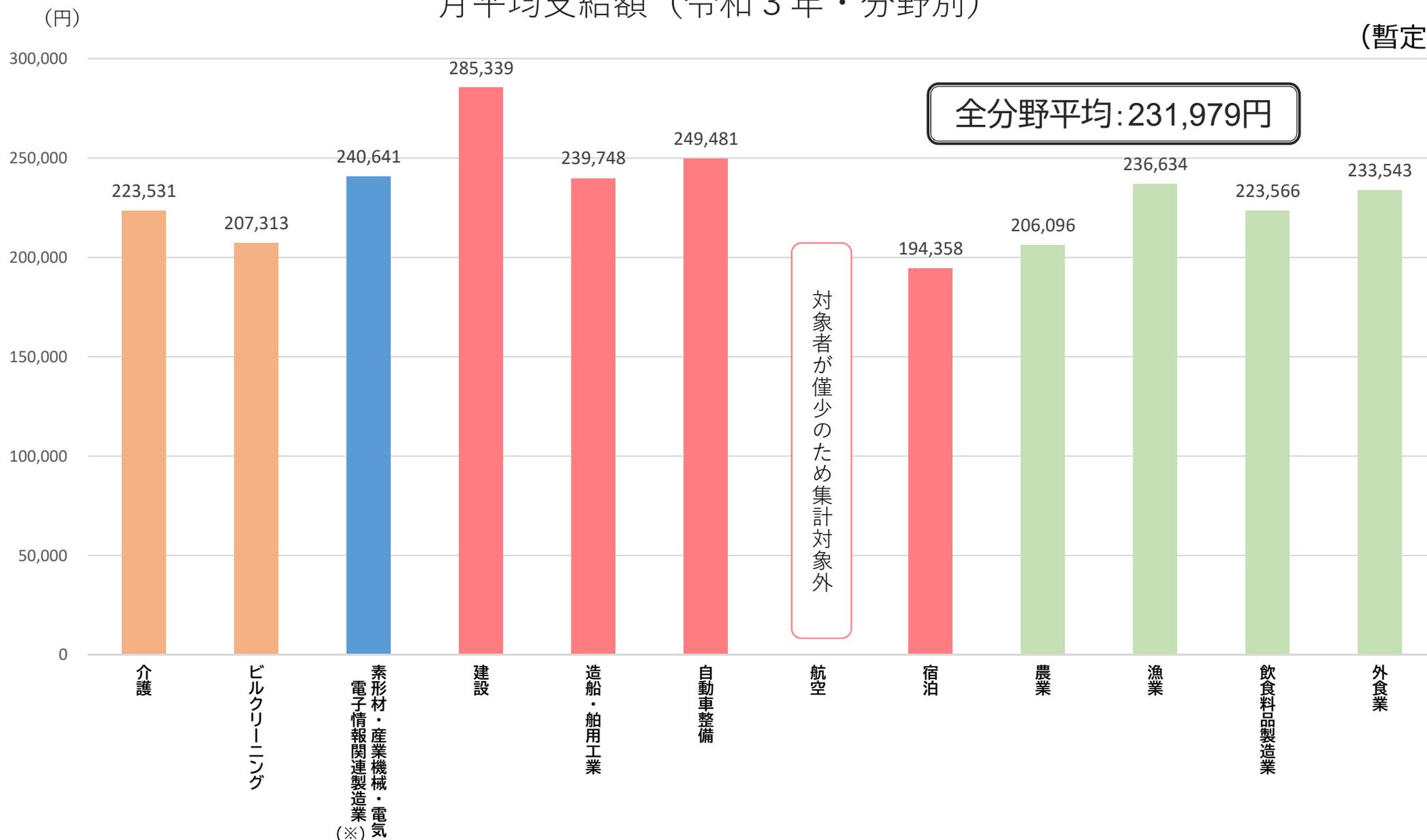
特定産業分野	業務区分	特定技能		技能実習	
		従事する業務	職種・作業数	職種	作業
自動車整備	1	自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	1職種1作業	自動車整備	自動車整備
航空	2	空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)	1職種1作業	空港グランドハンドリング	航空機地上支援
		航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	-	-	-
宿泊	1	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供	1職種1作業	宿泊	接客・衛生管理
農業	2	耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)	1職種3作業	耕種農業	施設園芸 畑作・野菜 果樹
		畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	1職種3作業	畜産農業	養豚 養鶏 酪農
漁業	2	漁業(漁具の製作・補修、水産動物の探索、漁具・漁舟機材の操作、水産動物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)	1職種9作業	漁船漁業	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業 樽受網漁業
		養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動物の育成管理、養殖水産動物の収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等)	1職種1作業	養殖業	ほたてがい・まがき養殖
飲食料品製造業	1	飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工、安全衛生)	10職種17作業	缶詰巻縛 食鳥処理加工業 加熱性水産加工食品製造業 非加熱性水産加工食品製造業 水産練り製品製造 牛豚食肉処理加工業 牛豚部分肉製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 そう菜製造業	缶詰巻縛 食鳥処理加工 加熱性水産加工食品製造 加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造 塩漬品製造 乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造 かまぼこ製品製造 牛豚部分肉製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 そう菜加工
		農産物調剤製造業	農産物調剤製造業	農産物調剤製造業	
外食業	1	外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	1職種1作業	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

- 大部分の業種において技能実習の段階が上がるにつれて支給賃金は高くなっている。
- 技能実習の段階ごとにみると、最も高いものは第1号ではその他（19万945円）、第2号及び第3号ではいずれも建設業（第2号：19万7,413円、第3号：24万201円）となっている。



月平均支給額（令和3年・分野別）

（暫定値）



(※) 「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の月平均支給額は、旧分野「素形材産業」、「産業機械製造業」及び「電気・電子情報関連産業」の3分野を一括して集計したものの。

(注) 令和3年を通じて在留していた特定技能外国人に関する定期的な届出の内容に基づいて、1か月当たりの平均支給賃金額（総額）を算出したもの（11,331名分の届出内容から算出）。なお、対象者数が10名以下の分野（航空分野）については集計対象外とした。